



毎月10日発行



那覇市泉崎旭橋

- 1 青年部協議会 物流出前授業を開催
- 2 那覇支部主催 令和7年度 人材確保に係る講話を実施
令和7年度 過労死等防止対策セミナーを開催
- 3 トラックドライバーの働き方改革に向けた大型車の休息場所確保等調査について(協力依頼)
- 5 荷主の皆様へ 改正トラック法(貨物自動車運送事業法)が令和8年4月1日から施行されます
- 7 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る改正労働安全衛生法Q&A

- 9 道路交通法の一部を改正する法律(概要)
 - 10 陸運業の労働災害の特徴と問題点 第1回 交通事故による死亡労働災害
 - 11 分散引越にご協力をお願いします!
 - 13 高齢者の労働災害防止のための指針概要
 - 14 「安全衛生教育促進運動」を展開中です! 正しい知識で 職場を安全・健康に!
協会日誌(行事予定)
会員だより
- 裏表紙 これらの行為、全部カスハラです!

青年部協議会 物流出前授業を開催

次世代を担う若者に運送業界の重要性を理解してもらい、将来の職業の選択肢の1つとなることを目的に青年部協議会は去る1月15日(木)に沖縄職業能力開発大学校1年生を対象に物流出前授業を開催しました。

冒頭、宮城会長が挨拶を行い、物流の社会的役割や重要性などを説明しました。学生から受けた事前質問では、福利厚生や給与、休日の質問が多かった一方、業界の人材不足対策等専門性のある質問も多くありました。

青年部協議会は次年度以降も県内の学生を対象に物流出前授業を実施し、若者に対し物流業界の魅力を伝えていきます。

○参加した青年部会員

- 沖縄郵便通送(株) 専務取締役 宮城 尚弘 (会長)
- (資)高良運送 専務 高良 政喜 (副会長)
- 沖縄急送(株) 執行役員部長 島袋 操 (副会長)
- (株)小禄運輸 取締役営業本部長 幸地 秀之 (運営委員)
- 沖縄西濃運輸(株) 運行課課長 山城 純一 (運営委員)
- 沖縄NXエアカーゴサービス(株) 営業企画部 次長 金城 豪 (運営委員)
- 大成通運(株) 取締役総務部長 仲本 由香 (運営委員)



宮城会長



高良副会長・幸地運営委員



金城運営委員



島袋副会長



山城運営委員

那覇支部主催 令和7年度 人材確保に係る講話を実施

令和8年1月28日（水）に自衛隊沖縄地方協力本部の今井本部長をお招きし、人材確保をテーマとした講話を実施しました。

地域の安全を支える自衛隊の役割や、退職自衛官の再就職の状況等、現場の視点から分かりやすく説明していただきました。

運送業界ではドライバー不足が深刻化する中、退職自衛官の活躍に注目が集まっており、大型車両の運転経験や危険予知訓練を受けている隊員は、採用後すぐに現場で活躍できる人材として期待されています。

那覇支部では、今後も人材確保に向けた取組みを実施していきたいと思えます。



自衛隊沖縄地方本部 今井本部長



令和7年度 過労死等防止対策セミナーを開催

去る2月17日（火）九州沖縄トラック研修会館5階にて、標記セミナーを開催し会員事業者26名が参加しました。

本セミナーは、SOMPOリスクマネジメント（株）土谷様をお招きし、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために管理者がドライバーに対し生活習慣の改善に向けた取り組み方についてご講話いただきました。

また、グループワークを通じて、他社の健康管理に関する取組事例や今後取り組みたいことなどの意見交換が行われ、各グループの代表から発表されました。



講師 土谷 隆司 様



グループワーク発表

全日本トラック協会 御中

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

トラックドライバーの働き方改革に向けた大型車の休息場所確保等調査について (協力依頼)

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、トラックドライバーの働き方改革や生産性向上に資する「中継輸送」の普及促進を図っているところです。

今後、更なる普及促進策を講じていくにあたり、長距離輸送を担うトラックドライバーの休息時間や休息場所の実態を調査し、政策の基礎的資料とさせて頂きたいと考えております。

本調査は、①貨物自動車運送事業者（運送事業者）の立場からご回答いただく調査、および②荷主・元請事業者の立場からご回答いただく調査の二種類から構成されております。

各事業者におかれましては、主として該当する立場に応じて、いずれか一方の調査にご回答いただくことを想定しております。（※両方の調査へ回答していただいてもかまいません。）

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解頂き、質問項目が21問（①運送事業者向け）または13問（②荷主・元請事業者向け）のwebアンケート調査の回答についてご協力賜りますよう、傘下会員事業者にご周知のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査項目

本調査は、高速道路料金施策変更前後の高速道路料金収受の変化状況（意向）を把握する「高速道路料金収受等の状況調査」と、ドライバーの休息場所等の状況を把握する「ドライバーの休息場所等の状況調査」（①貨物自動車運送事業者向け）の二種類の調査を行う。

<主な調査項目>

①貨物自動車運送事業者（運送事業者）、②荷主・元請事業者 共通

- 高速道路料金収受等の状況調査
 - ✓ 高速道路料金の収受
 - ✓ 高速道路利用の変化
 - ✓ 運送業務への影響
 - ✓ 契約内容の書面化
 - ✓ 取引条件の協議
 - ✓ 約款の見直し
 - ✓ 自由意見
- ①貨物自動車運送事業者（運送事業者）向け
 - ドライバーの休息場所等の状況調査
 - ✓ 高速道路施策のドライバーへの影響
 - ✓ 休息を要する運送
 - ✓ 休息場所確保状況
 - ✓ 休息場所の指定状況

- ✓ 休息場所の予約状況
- ✓ 長距離運送の手当
- ✓ 中継輸送

2. 調査の方法

以下の URL または QR コードより、各事業者の主たる立場に応じて、該当する調査にアクセスのうえ、Web にてご回答ください。なお、どの調査に該当するか判断が難しい場合には、いずれか一方の調査に回答いただくことでもかまいません。

【①貨物自動車運送事業者（運送事業者）向けアンケート】

web アンケート URL : <https://rsch.jp/ea3863fe82ea50d/login.php>

web アンケート QR コード :



【②荷主・元請事業者向けアンケート】

web アンケート URL : <https://rsch.jp/398f1fa469dedeb6/login.php>

web アンケート QR コード :



3. 回答期限

令和8年2月18日（水）まで

4. 問い合わせ先

【本調査の主旨等に関するお問い合わせ】

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当：種山、上中 TEL：03-5253-8111（内線：41313）

【web アンケートへのホームページに関するお問い合わせ】

株式会社 GEOTRA(事務局：調査委託先) 担当：樋田、谷本

logistics-rest-survey@geotra.jp

(web アンケート調査の実施は、株式会社クロス・マーケティングに再委託しております。)

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

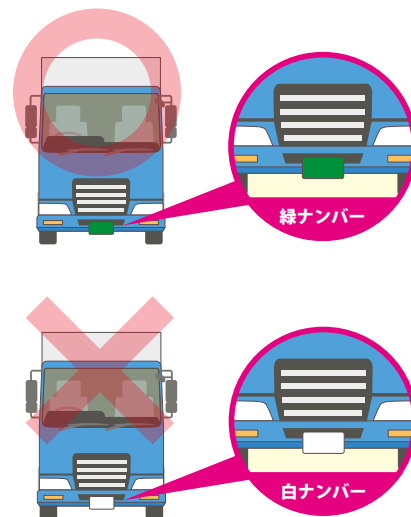
1 白トラ利用の罰則強化

POINT! いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

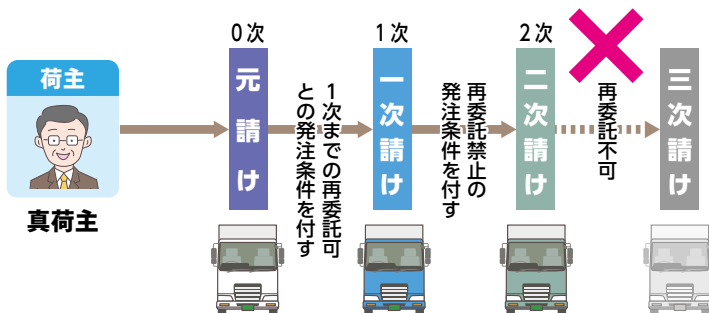


2 委託回数の制限

POINT! 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

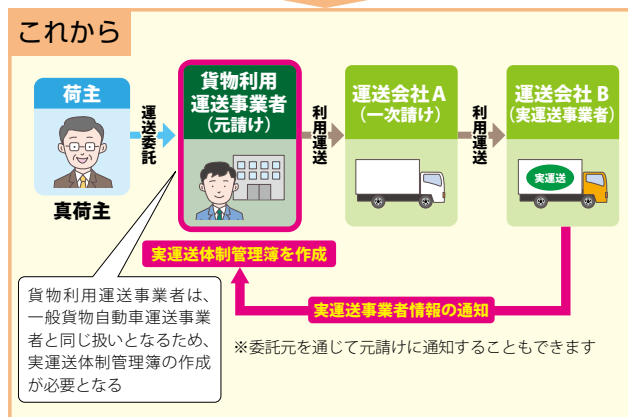
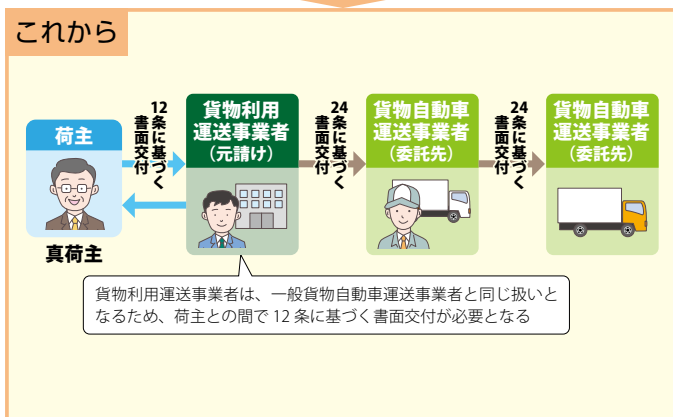
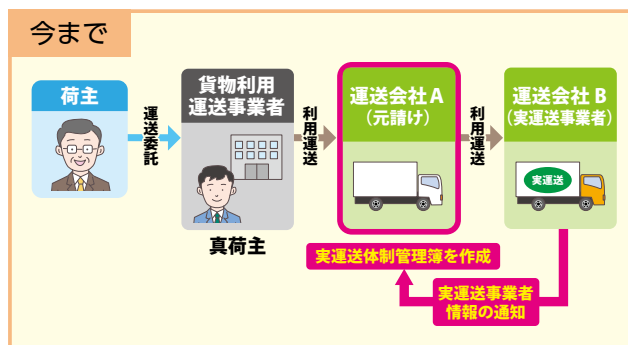
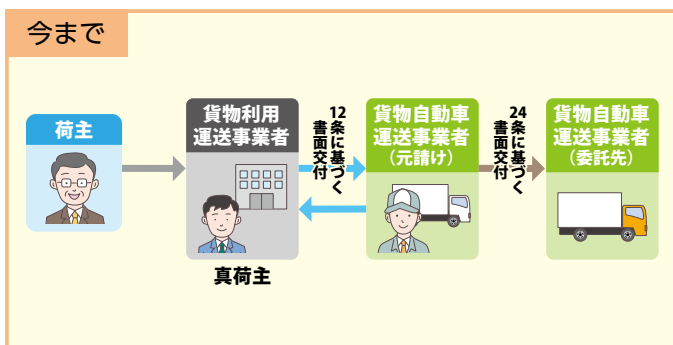
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



公益社団法人
JTA 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q 1 同じ場所で作業を行う全ての作業者に対する安全衛生対策とはどういうことですか？

A 1

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対して「退避」や「立入禁止」等の安全衛生対策に係る措置を行わなければなりませんでしたが、同一の作業場所において作業に従事する者は、雇用契約の有無にかかわらず、同様の危険にさらされるという実態があることから、当該措置の対象者が「同じ場所で作業を行う全ての作業者」に拡大されたものです。したがって、危険を防止する立場にある事業者は、直接雇用する「労働者」のみならず、一人親方や協力会社の労働者など直接雇用契約の無い「同じ場所で作業を行う全ての作業者」に係る労働災害の防止を図ることが求められることになりました。



Q 2 注文者の安全配慮義務の適用は建設業だけではないのですか？

A 2

- ◆ 注文者の安全配慮義務は、特に建設工事の発注において、不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者が主たる対象とされてきました。しかしながら、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨が明確にされたものです。



Q 3 荷主には注文者としての配慮義務があるのですか？

A 3

- ◆ 仕事を他者に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」がある条件を付さないように配慮をしなければならないことになりましたので、荷主等が仕事を陸運事業者等に請け負わせる場合にも当然労働者等の安全衛生に配慮する義務が生じることになります。したがって、荷主等（業務の注文者）は、注文時に施工方法や作業方法、納期、請負金などに配慮することが求められます。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q4 荷主が配慮しなければならないことは具体的にどのようなことですか？

A4

◆ 「注文者（荷主）」が業務を注文する際に必要な配慮は、①作業場所②作業方法③作業に使用する機械・設備等④作業に使用する原材料等⑤作業時間帯等を指定する場合に、その指定内容に応じて、安全衛生上留意すべき情報等を明示することです。安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、その金額を安全衛生経費として計上することも必要な配慮です。

なお、注文内容の変更により、新たに教育・研修が必要となった場合には、それに要する費用を追加する配慮も必要となります。

◆ 「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程や請負金の費目等が含まれます。また、無理な納期の設定・変更や、当初予定がなかった条件の注文後の付加等も「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれ」に含まれます。

◆ 発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、受注した陸運業者が作業する時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、作業場所の管理者（注文者の場合もある）が①適切な作業環境の確保を求める②管理者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を行うことが配慮しなければならないことに含まれます。

Q5 荷主が配慮しなかった場合はどうなるのですか？

A5

◆ 荷主が、陸運事業者に無理な作業方法を押しついたり、納期について十分な配慮をしない場合は、労働安全衛生法違反になるとともに、荷主は、民事上の安全配慮義務違反を問われるおそれがあります。

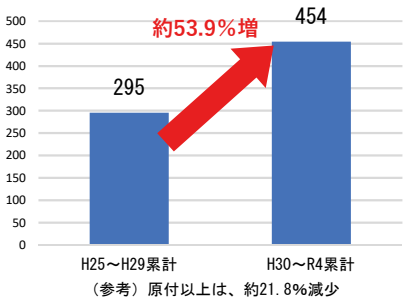
◆ 陸運事業者の皆さんに対して、荷主が業務の注文に関して、安全で衛生的な作業の遂行の配慮をしない場合には、荷主に対して、安全で衛生的な作業の遂行に配慮をお願いしたいと申し入れることはできます。この度の法改正を契機として、荷主に協力を求める話し合いを続けていくことが必要です。

道路交通法の一部を改正する法律（概要）

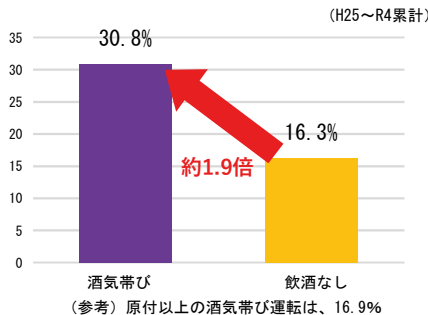
自転車等の交通事故防止のための規定の整備

① 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



酒気帯び運転による死亡重傷事故率



- 自転車の運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向
- 自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率が高い

自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止

② 自転車等の安全を確保するための規定の創設



同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

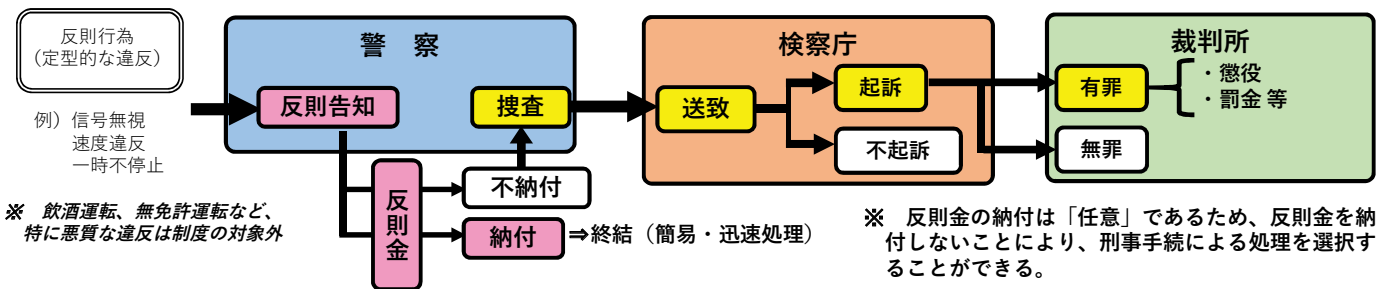
- 自動車等 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車等 できる限り道路の左側端に寄って通行

③ 自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がある。

自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とし、合理化を図る。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



その他

○ 原動機付自転車等の運転の明確化

- ・ 車両区分が不明確
- ・ 交通事故・違反の増加

原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化

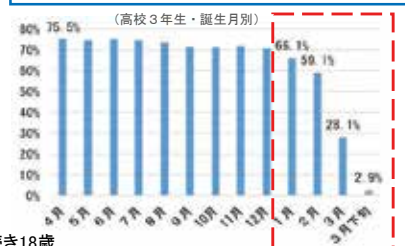


ペダル付原動機付自転車
(国民生活センターから提供)

○ 普通仮免許等の年齢要件の引下げ

早生まれの者も高校卒業までに普通免許等を取得できるよう、普通仮免許等の年齢要件を18歳から17歳6か月に引下げ

高校卒業までに教習所を卒業する者の割合



※ 普通免許等の年齢要件は、引き続き18歳

【隔月連載】 陸運業の労働災害の特徴と問題点

第1回 交通事故による死亡労働災害

安全管理士 堀野 弘志

元号が令和になり早くも8年目となりました。そこで、令和の時代の労働災害の特徴についてみていきたいと思ひます。

連載第1回目となる今回は「陸運業における交通事故による死亡労働災害」の特徴をデータ分析して、考察します。

令和元年から令和6年の6か年のデータによると、グラフ(図1)に示すように陸運業の交通労災の死亡災害の総数は230人であり、その中で自動車乗車中の災害が203人で88%を占め、ほとんどが自動車運転業務中に発生しています。

事故の種類別では、「自動車に激突した」という第一当事者としての自損事故の割合が44%(102人)で最多となっています。次に多いのが、「単独事故(ガードレールや側壁への衝突、道路から逸脱して転落、横転してはさまれて死亡等)」が30%(69人)となっており、これも自損事故であり、これら二つの自損事故が全体の74%(171人)を占めていることから、運転者自ら原因を作ってその結果自らの命を失ったものが最も多いという結果になっています。

「自動車に激突した」の内訳をみると、「駐停車中の自動車に激突」が22%(51人)、「走行中の自動車に激突」が7%(17人)となっており、合わせて29%(68人)のほとんどが追突事故となっています。また「対向車に激突」がそれに次いで多く13%(30人)で、これは対向車線にはみ出したために反対車線を走行中の自動車に衝突したものです。

「単独事故」の内訳は、「工作物に激突」が14%(33人)、「転倒」8%(18人)、「路外逸脱」7%(16人)となっています。

これらの自損事故を被災者の年齢区分別に表したグラフ(図2)で見ると、「追突・衝突」は年齢が高くなるのに従って増加していき60歳以上になると減少します。

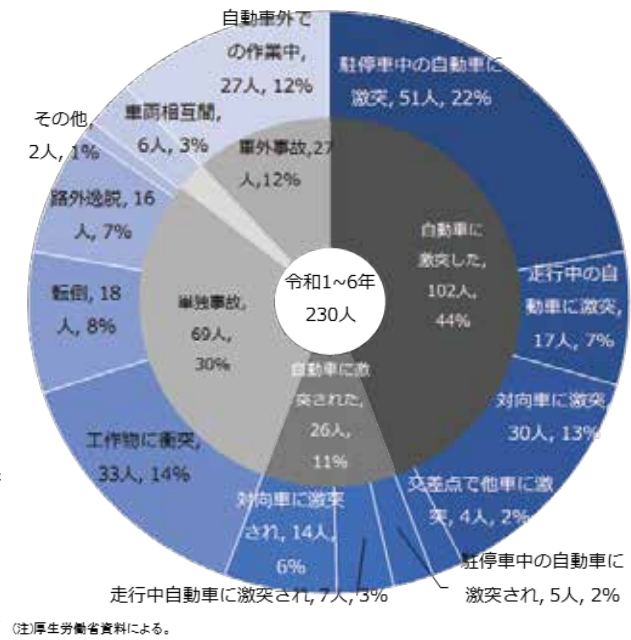
「対向車に激突」は年齢とともに増加し、60歳以上が最多となっています。

「単独事故」は50歳代が最多の22人ですが、20歳代においては単独事故の割合が65%と群を抜いて多く、運転技能の未熟さが目立ちます。

自損事故全体では、高年齢ドライバーの事故が多いのが特徴となっています。

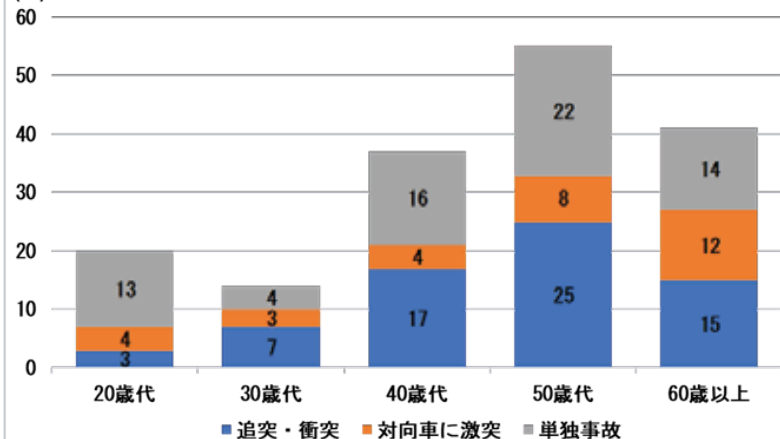
次々号に続く。

図1 交通死亡災害の種類別割合の状況(陸運業)



(注)厚生労働省資料による。

図2 年齢別・自損事故の種類別死亡交通労災の状況(R1~6年・陸運業)



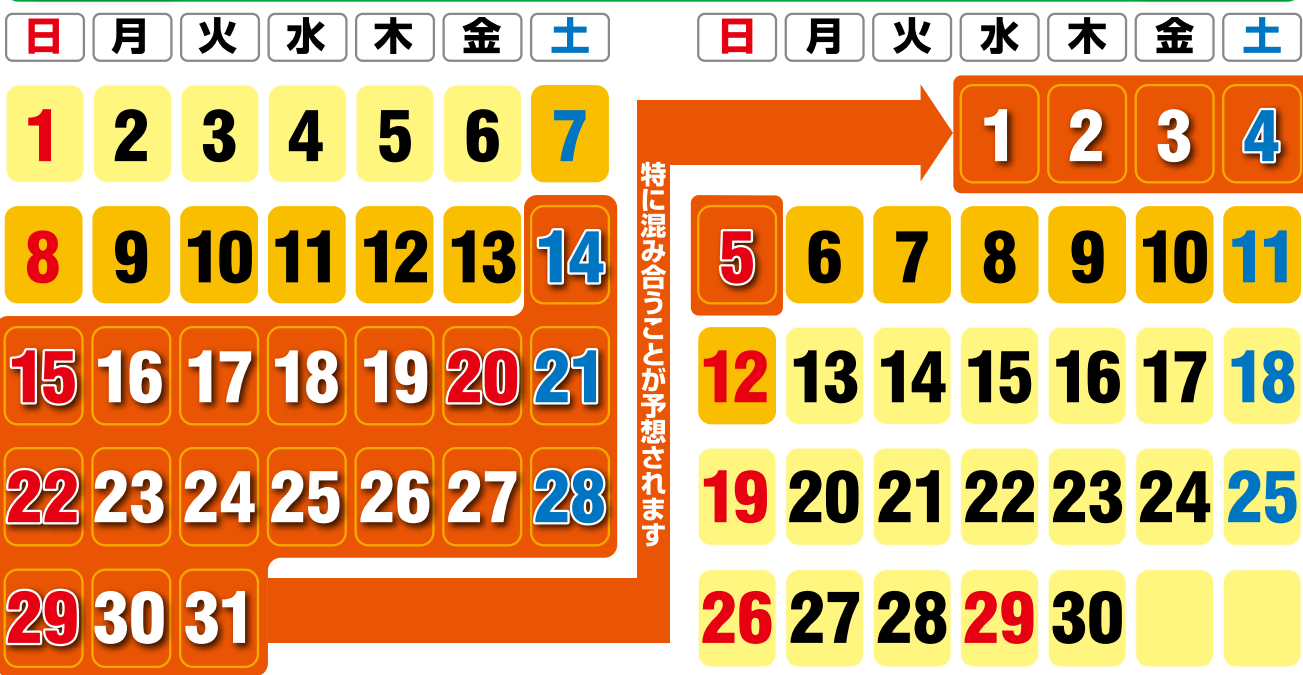
2026年春、引越をご検討のお客様!

分散引越に ご協力をお願いします!

例年、3月から4月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月下旬から4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいませようご理解・ご協力をお願い致します。



3月 2026年引越混雑予想カレンダー 4月



 特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します





引越は「引越安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#) で検索

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ **4**つの安心

- 1** 引越の約束事である「標準引越運送約款」を守ります。
- 2** 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- 3** 引越管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- 4** 引越に係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者は
QRコードで検索!!

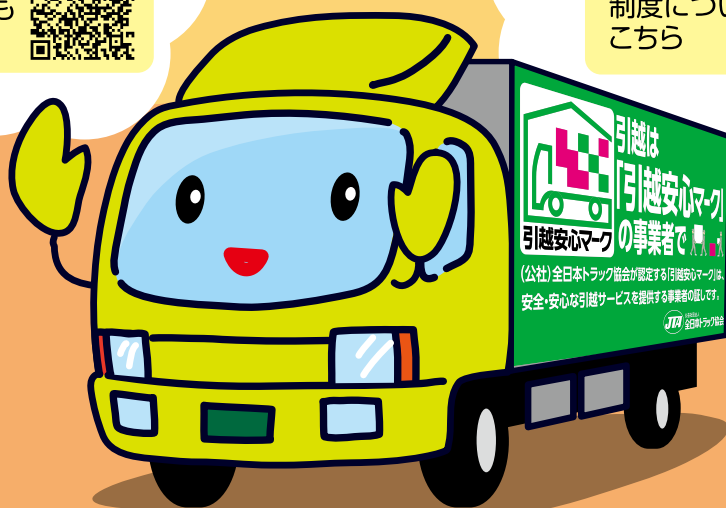
郵便番号・
住所や地図からも
探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!

トラックを見かけたら探してみてね!

引越安心マークの
制度については
こちら



引越事業者を選ぶなら

高齢者の労働災害防止のための指針概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - 高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

「安全衛生教育促進運動」を展開中です！

正しい知識で 職場を安全・健康に！

「安全衛生教育促進運動」は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し展開している運動です。（実施期間：2026年2月1日～2026年4月30日）

厚生労働省の後援のもと、陸災防を含む業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

運動の実施要領等、詳しくは[安全衛生教育促進運動サイト](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/)をご覧ください。

安全衛生教育促進運動サイト

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/.html>

運動リーフレット

https://www.jisha.or.jp/Portals/0/resources/campaign/kyoiku/pdf/r7_kyoiku_leaflet.pdf



協会日誌

2026年 3月行事予定

- 2 (月) 第6回正副支部長会議(2F会議室) 10:00～11:30
- 4 (水) 沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会(沖ト協5F研修室) 14:00～16:00
- 5 (木) 全ト協適正化実施本部長会議(第一ホテル東京) 14:30～15:00 / 全ト協第214回理事会(第一ホテル東京) 15:10～16:20 / 全ト政連 政経懇談会(第一ホテル東京) 16:30～17:30 / 中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー(オンライン形式) 13:30～
- 6 (金) 各トラック協会ダンプトラック部会長会議(全ト協) 14:00～
- 10 (火) 第5回理事会(沖ト協5F研修室) 12:00～
- 11 (水) 九ト協:九州ブロック専務理事業務連絡会議

20(金)

(沖縄ハーバービューホテル) 14:00～ / 九ト協:第3回理事会(沖縄ハーバービューホテル) 15:00～

春分の日

2026年 4月行事予定

- 9 (木) 全ト協:全国専務理事業務連絡会議(全ト協)
- 14 (火) 九ト協合同委員会
- 17 (金) 正副支部長会議(沖ト協2F会議室) 10:00～予定
- 24 (金) 第1回理事会(ホテルモーリアクラシック沖縄) 14:00～ 予定 / 第2回物流・政策懇談会(ホテルモーリアクラシック沖縄) 16:00～ 予定
- 29 (水) 昭和の日

会員だより

◆ 入 会

事業所名/代表者名	電 話	F A X	〒	所 在 地
(株)レバルトップ	0980-87-5516	050-3535-5550	907-0024	石垣市新川2155-1 イイマハイツⅡ B-1F
朝日運送/運天 隆幸	090-9783-3779		906-0013	宮古島市平良字下里2175-3

当社はカスハラからあなたを守ります!! こんな行為があった場合はただちに相談を!

何やってたんだ!
到着が遅いじゃないか!



ついでに
出荷場の荷物
積んでくれよ



君かわいいねえ
連絡先
教えてよ



これらの行為、

全部カスハラです!

指定時間に
到着してゐるのに



そんな契約は
ないのになあ



もうこの届け先には
来たくない



カスハラ対策啓発動画公開中!!

(全日本トラック協会公式 YouTubeチャンネル)



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

国土交通省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

農林水産省